

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日本デコラックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 重夫
(コード番号 7950 名証第 2 部)
問合せ先 総務部長 亀谷 和彦
(TEL 0587-93-2411)

単元株式数の変更、株式の併合、定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

これを受け、当社は、名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

「本定時株主総会」において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、又各株主様の議決権数に変更が

生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	8,930,000 株
株式併合により減少する株式数	8,037,000 株
株式併合後の発行済株式総数	893,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、「株式併合前の発行済株式総数」に本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	431 名（100%）	8,930,000 株（100%）
10 株未満	24 名（5.6%）	33 株（0.0%）
10 株以上	407 名（94.4%）	8,929,967 株（100%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 24 名（その所有株式の合計は 33 株）が、株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」又は「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、所有株式に 1 株に満たない端数が生じる株主様に対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

⑥ 株式併合の条件

「本定時株主総会」において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

また、インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することが出来ない場合の措置を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000,000株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

	<p><u>附則</u> <u>第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>
--	---

(3) 変更の条件

「本定時株主総会」において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する日程

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成30年5月11日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成30年6月26日（予定） |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成30年10月1日（予定） |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成30年10月1日（予定） |
| (5) 定款一部変更の効力発生日 | 平成30年10月1日（予定） |

(注) 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式振替手続きの関係上、名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

(添付資料)

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合の目的を教えてください。

A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としています。当社は、名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、又各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合 (10 株を 1 株に併合) を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合 (10 株を 1 株に併合) を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式 (1 株に満たない株式) につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどのようになるのでしょうか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後			
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	⇒	500株	5個	なし
例②	1,200株	1個		120株	1個	なし
例③	555株	なし		55株	なし	0.5株
例④	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・ 例②及び例③では単元未満株式（効力発生後において、例②は20株、例③は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取又は買増制度をご利用できます。
- ・ 例③及び例④において発生する端数株式相当分（例③は0.5株、例④は0.7株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・ 例④においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町一丁目1番

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以上